

省令

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第一号

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成三年政令第三百二十七号)別表第五の六の項の上欄の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の上欄に規定する特定容器包装に関する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

財務大臣 宮澤 喜一
厚生労働大臣 坂口 力
農林水産大臣 谷津 義男
経済産業大臣 平沼 赳夫
資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の上欄に規定する特定容器包装に関する省令

(定義)

第一条 この省令において「紙製容器包装等」とは、主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装又は主として紙製の容器であつて飲料若しくは酒類を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。))又は主としてプラスチック製の容器包装(飲料、しょうゆ又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。))をいふ。

2 この省令において「無地の容器包装」とは、その事業(財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣の所管に属するものに限る。以下同じ。)(の用に供するために容器包装の製造を発注する事業者が当該事業の用に供する時、又は容器包装に入れられ若しくは容器包装で包まれた商品であつて自ら輸入したものを販売する事業者がその販売をする時に、その表面に印刷がされていない又はラベルがはられていない容器包装(その製造工程に、刻印をすることが可能な成形の工程を含むものを除く。))をいふ。

3 この省令において「表示不可能容器包装」とは、特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令(平成十三年財務省、厚生労働省、令第二号)別表第二の上欄の指定表示製品(以下「令」といふ。))の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、その表面に印刷し、ラベルをはり又は刻印することにより表示をすることが、素材上、構造上その他やむを得ない理由により不可能な容器包装をいふ。

4 この省令において「関連容器包装」とは、容器包装に入れられ若しくは容器包装で包まれた商品を入れ又は包む当該容器包装以外の容器(資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(以下「令」といふ。))別表第五の二から五までの項の上欄に掲げる指定表示製品を構成する容器に限る。))又は紙製容器包装等をいふ。(令別表第五の六の項の上欄の主務省令で定める容器包装)

第二条 令別表第五の六の項の上欄の主務省令で定める容器包装は、次のとおりとする。

- 一 事業者が専らその事業活動に伴い費消する商品を入れ又は包むための容器包装
- 二 主として段ボール製の容器包装
- 三 主として紙製の容器であつて飲料又は酒類を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)
- 四 飲料、しょうゆ又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器(内容積が百五十ミリリットル未満のものに限る。)
- 五 無地の容器包装又は表示不可能容器包装である紙製容器包装等(当該紙製容器包装等の関連容器包装がある場合にあつては、当該関連容器包装のすべてが、無地の容器包装(紙製容器包装等に限る。))又は表示不可能容器包装であるものに限る。)
- 六 紙製容器包装等(印刷又は刻印がなされているもの)に限り、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の中欄第一号に規定する特定容器包装を定める省令(平成十三年経済産業省令第五十二号)第一

号及び第二号に掲げる容器を除く。))であつて、小売販売(消費者に対する販売をいふ。))を業として行う者が販売する時に商品を入れ又は包むもの(特定の商品を入れ又は包むために製造されるものを除く。))のうち、その表面積が千三百平方センチメートル以下であるもの

七 紙製容器包装等に入れられ又は紙製容器包装等で包まれた商品であつて、自ら輸入したものを販売する事業者(外国において自ら当該紙製容器包装等を製造する者若しくはその農林水産省、厚生労働省、令第二号)資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二十四条第一項及び第四十一条の規定に基づき、特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令を次のように定める。平成十三年三月二十八日

製造を発注する者又はこれらの者に直接若しくは間接に当該紙製容器包装等の素材、構造、自己の商標の使用等に関する指示を行う者を除く。))の販売に係る当該紙製容器包装等又は当該紙製容器包装等に入れられ若しくは当該紙製容器包装等で包まれた商品を入れ若しくは包む当該紙製容器包装等以外の容器包装の表面に、印刷し、ラベルをはり又は刻印することにより日本語が表示されていないもの

この省令は平成十三年四月一日から施行する。 附則 財務大臣 宮澤 喜一
厚生労働大臣 坂口 力
農林水産大臣 谷津 義男
経済産業大臣 平沼 赳夫

(表示事項)

第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「法」といふ。))第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、特定容器包装(容器包装(商品の容器及び包装であつて、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいふ。))のうち、主として紙製のもの又は主としてプラスチック製のものをいい、飲料、しょうゆ又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製容器及び資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の上欄に規定する特定容器包装に関する省令(平成十三年財務省、厚生労働省、令第一号)以下「特定容器包装省令」といふ。))第二条に規定するものを除く。以下同じ。))について、当該特定容器包装の材質に関する事項とする。(遵守事項)

第二条 法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、別表第一の上欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

附則

- 1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。(経過措置)
- 2 次に掲げる特定容器包装については、法第二十五条、第二十七条第二項及び第四十二条から第四十四条までの規定は、適用しない。
 - 一 平成十五年三月三十一日までに製造された特定容器包装
 - 二 特定容器包装に入れられ又は特定容器包装で包まれた商品(平成十五年三月三十一日までに輸入されたもの)に限る。))を入れ又は包んだ当該特定容器包装